

令和3年6月市議会定例会 環境経済委員会資料

第64号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第8号）

〔文化観光部所管分〕

【目次】	(予算説明書頁)	(資料頁)
1 観光事業者の現状		1
2 新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響について		2
3 国・県・市の役割分担と取組み		3

[7款 商工費]

7・1・4 観光費

1 観光振興対策費

1 事業持続化支援金（宿泊事業者）	12～13	4～7
2 事業持続化支援金（端島航路事業者）	12～13	8～9
3 事業持続化支援金（観光バス事業者）	12～13	10～11

文化観光部  
令和3年6月

## 1 観光事業者の現状

### (1) 宿泊事業者へのヒアリング結果の概要

#### ○ 宿泊事業者の経営状況

令和3年4月国土交通省発表の「新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響について」(2頁参照)のとおり、宿泊、交通事業に関して感染症拡大により深刻な影響を受けている。

特に、宿泊業に関しては、5月の売上が2019年同月比で5割以上減少する見込みの事業者が全体の81%に及んでいる。

長崎市に施設を構える旅館・ホテルの平均的な部屋数である55部屋の宿泊施設の2019～2021年2月～5月の宿泊人員・売上と主な経費は次のとおり。

	宿泊者数	売上	売上減少率	経費	経費減少率
2019年 2～5月	17,420 名	104,514 千円	-	98,000 千円	-
2020年 2～5月	4,079 名	26,256 千円	対前年比:▲74.8%	60,577 千円	対前年比:▲38.1%
2021年 2～5月	1,779 名	11,642 千円	対前年比:▲55.6% 対前々年比:▲88.8%	51,922 千円	対前年比:▲14.2% 対前々年比:▲47.0%

売上については、2020年よりも2021年が大幅に減少しているが、経費は固定費の割合が大きいため、売上に対して減少しておらず、昨年より収支差がさらに悪化し、一層経営状況が厳しくなっている。

#### ○ 国・県の支援について

今後、感染症が一定落ち着き、国や県の宿泊キャンペーンなどで、観光需要が喚起され業者へ波及するのは理解するが、その効果は宿泊施設によって多寡があり、1年以上の苦しい時期を経た上での救急期において、本当に必要としている支援は、今の直接支援と考えている。

長崎県の令和3年5月補正で予算措置された支援策については、宿泊施設の環境整備に係る感染症対策への補助であり、事業者負担分も生じる。

### (2) 支援の必要性

宿泊事業者へのヒアリングを踏まえ、次の理由から観光事業者への直接支援が必要と考える。

ア 宿泊・滞在型観光を推進していくうえで、宿泊事業者の役割は大きい。

イ 交流人口の大幅な減少により、市民利用が見込めない宿泊事業者は、売上が大きく落ち込み、昨年より状況が悪化している。また、観光バス事業者及び観光船事業者についても同様である。

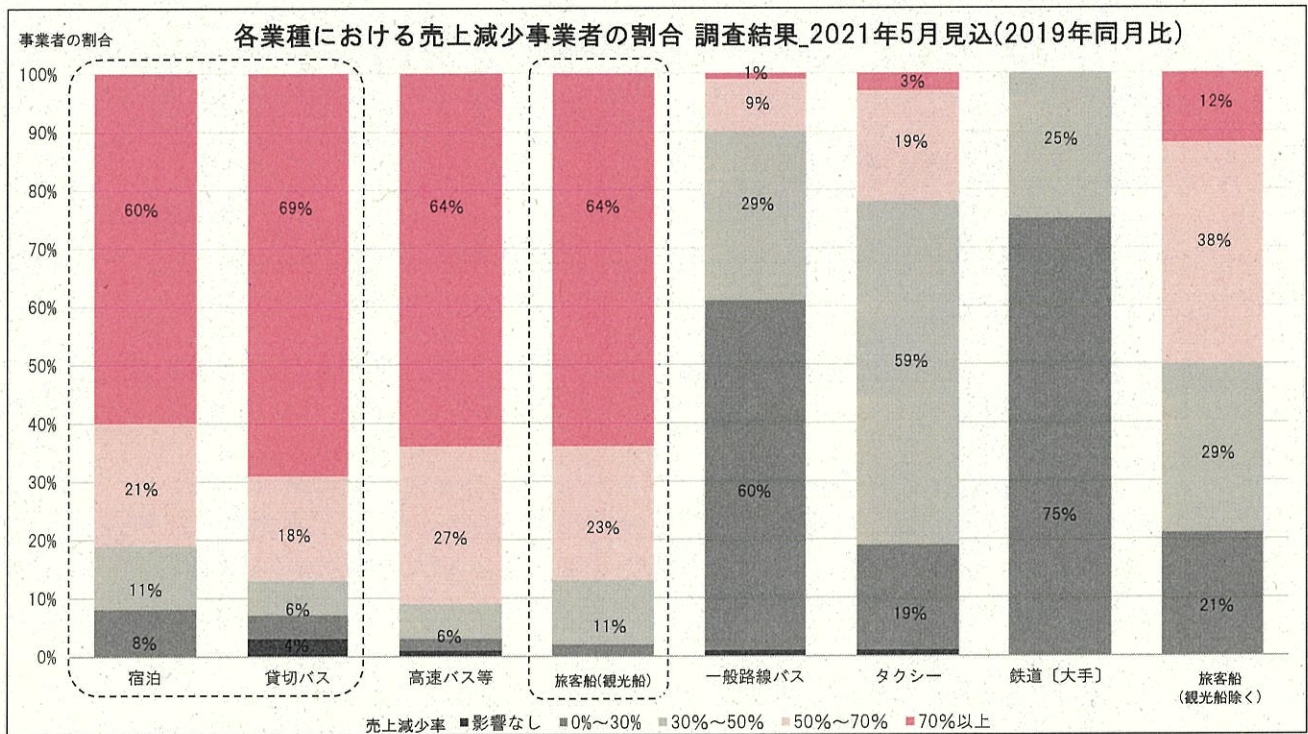
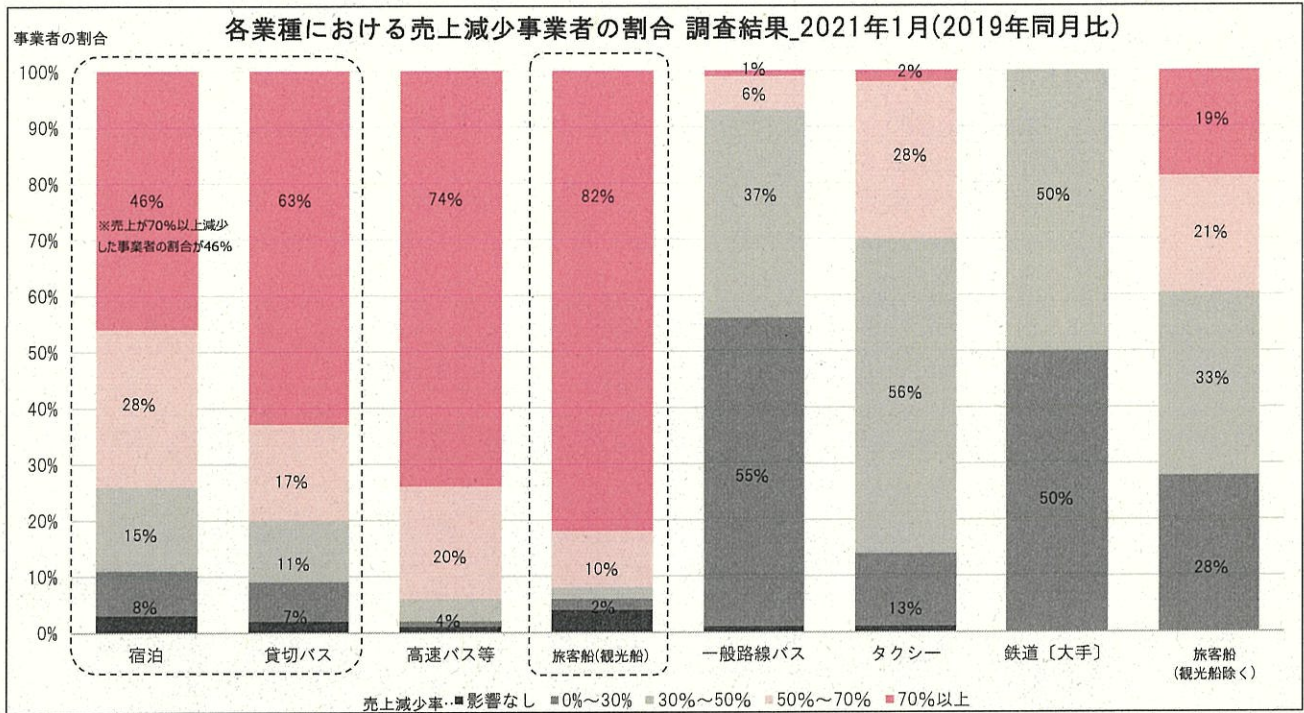
ウ これらの事業者は、比較的規模の大きい施設・設備、機材を有しており、維持管理の固定費が大きい。

エ 国・県の宿泊キャンペーンにより観光需要の喚起が予定されているものの、再開の時期が不透明であり、キャンペーンは施設によって、効果に大小の差が生じる。

## 2 新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響について

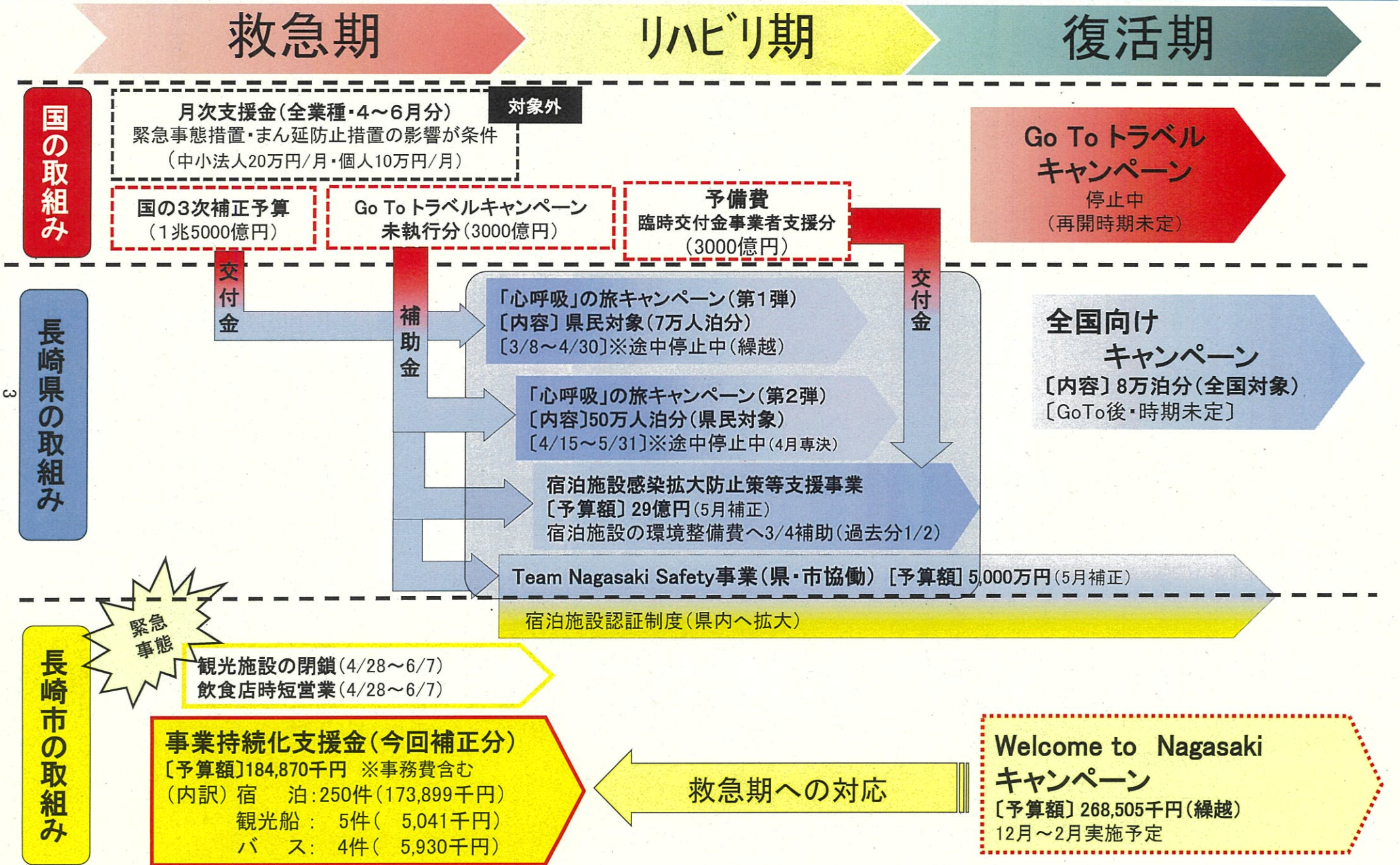
- **宿泊、貸切バス**、高速バス等、**旅客船(観光船)**事業者においては、2021年1月の売上金額が、2019年同月比で、**50%以上減少**した事業者が大半を占めている。
- 2021年5月においても、**売上金額が70%以上減少する事業者が約6割と見込まれる**など厳しい状況となっている。

出典：国土交通省「新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響について」





### 3 国・県・市の役割分担と取組み



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
頁	款	項	目	番号		
12 ～ 13	7 商工費	1 商工費	4 観光費	1-1	事業持続化支援金 (宿泊事業者)	173,899 千円

## 1 概 要

新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大（第4波）により、長崎市においては、旅行やイベントのハイシーズンである4月中旬頃から新規感染者数が急速に拡大し、また、4月下旬からは感染症拡大に伴い市内への移動自粛要請もあっており、観光需要は大きく落ち込み、宿泊事業者は深刻な影響を受けている。

今後、滞在型観光を推進するうえで非常に重要な役割を果たす宿泊事業者の経営を迅速に支援するため、長崎市内で営業する宿泊事業者に対し支援金を給付するもの。

## 2 事業内容

### (1) 対象施設

次の①もしくは②に該当するもの。

①長崎市内で旅館業法の許可を得て営業するホテル（シティホテル、ビジネスホテル、レジャーホテル、リゾートホテルなど）・旅館及び簡易宿所（以下「ホテル・旅館等」）で、次に該当しないもの。

- ・研修施設又は福利厚生施設であるもの。
- ・2021年4月28日以降に旅館業の営業許可を受けたもの。
- ・新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設として供されているもの。

②長崎市内に所在する住宅において、長崎県知事へ住宅宿泊事業法の届出を行い、住宅宿泊事業（以下「民泊施設」）を営み、次の事項に該当しないもの。

- ・2021年4月28日以降に届出を行ったもの。

### (2) 申請要件

(ア) 新型コロナウイルス感染症（第4波）の影響により売上が減少し、次のいずれかに該当すること。

①2年以上継続して事業を行っている方

原則として、2021年4～6月の任意の1か月の売上が2019年同月に比して20%以上減少していること。

②業歴が3か月以上2年未満の事業者又は単純な売上比較が困難な方

2021年4～6月の任意1か月の売上が、2019年4月以降で任意の連続する2ヶ月の売上の平均と比して20%以上減少していること。

(イ) 法人及び事業を行っている個人にあっては、市税、事業税、消費税又は地方消費税を2018

年度まで滞納していないこと。

(ウ) 事業者が次のいずれかに該当しないこと。

- ・長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
- ・長崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- ・長崎市暴力団排除条例第12条に規定する暴力団関係者

(3) 支援金の主な活用例

- ・宿泊施設を維持・管理するための経費（光熱水費・人件費・家賃等）
- ・宿泊施設内における衛生管理対策費
- ・宿泊施設におけるサービス向上及び施設の機能向上に係る経費

(4) 支援金額

①ホテル・旅館等

- ・支援金額：収容人員1人あたり20,000円  
(計算方式) 収容人員×20,000円＝支援金額
- ・上限額：2021年4月～6月のうち最も減収額の大きい月（対比20%以上）の減収額×2か月分が上限で、最大2,000,000円

令和2年度の支援時は、3月から5月の期間を算定期間とし、収容人員1人あたりの支援金額を30,000円としていたが、今回は、前回と比べて移動自粛期間が3分の2の期間であるため、「3分の2」を乗じて収容人員1人あたりの支援金額を20,000円とする。

また、上限額も3分の2の2,000,000円とし、近接敷地及びエリア内で同一営業者が複数の施設を営業している場合も上限額は合算して2,000,000円とする。

②民泊施設

- ・支援金額：収容人員1人あたり20,000円  
(計算方式) 収容人員×20,000円×1/2＝支援金額
- ・上限額：2021年4月～6月のうち最も減収額の大きい月（対比20%以上）の減収額×2か月分が上限で、最大1,000,000円

民泊においては、年間の営業日数が180日以下という制限があるため、ホテル・旅館等の算定方法に基づいたうえで、さらに、算定した額を2分の1にした額を支援金額とし、上限額は1,000,000円とする。

なお、同一所在地で複数の住宅の届出を行い営業している者（同一ビルの違う部屋でそれぞれ届出を行っている者）においては、算定期間で合計し、比較する。



### 3 事業費

(1) 支援金 173,760,000円・・・①

種別	件数(件)	支援金額(円)
ホテル・旅館等	206	170,080,000
民泊施設	44	3,680,000
合計	250	173,760,000

(2) 事務費(振込手数料・郵送料) 139,000円・・・②

合計(①+②) : 173,899,000円

### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
173,899	173,899	—	—	—	—

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(単独分)

### 5 事業実施の必要性とその効果

#### (1) 必要性

新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的に旅行者・出張者の自粛が相次ぎ、宿泊客は激減し、宿泊事業者は深刻な影響を受け、経営が厳しい状況にある。

滞在型観光にとって、宿泊事業者は非常に重要な役割を担うものであり、感染症終息後の観光需要の回復を見据え、長崎市の今後の観光振興のためにも宿泊事業者の経営を維持することが必要である。

#### (2) 効果

ア 経済対策として支援金を交付することで、厳しい経営状況にある宿泊事業者の経営を支援することができる。

イ 宿泊施設の受入環境の充実等、サービス向上が図られ、宿泊者の満足度が向上する。

(参考) その他長崎市の事業者支援制度との比較

事業持続化支援金 (宿泊事業者)			営業時間短縮要請支援金				
	収容人数 (施設数)	給付上限額		1日の 売上高	1日あたり の支給額	支給額 試算	
ホテル・ 旅館等	101人以上 (46施設)	200万円	大企業	25万円以上	前年度又は前々年度との比較による本年5月の1日あたりの飲食業売上高減少額の4割	820万円 (20万円×41日)	
	18~100人 (99施設)	36~200万円 (2万円×人数)					中小企業
	1~17人 (61施設)	2~34万円 (2万円×人数)		83,333円以下	2万5千円	102万6千~ 307万4千円 (売上高の3割)	
施設 民泊	1~34人 (44施設)	1~34万円 (2万円×人数×1/2)				102.5万円 (2万5千円×41日)	



中小企業等一時金の要件を満たし、金額が上回る場合は一時金で対応。

<主な申請要件(減収要件)>

令和3年4月、5月または6月の売上が、2020年または2019年の同月と比較して、**20%以上減少**していること。

※「長崎市営業時間短縮要請協力金」の受給者は対象外

中小事業者等一時金(第2期)			
▲20%~50% 最大25万円 (上限12.5万円×2か月)	12.5万円 (市)	12.5万円 (市)	
	4月	5月	
▲50%~ 最大35万円 (上限17.5万円×2か月)	7.5万円 (市)	7.5万円 (市)	
	5万円 (市)	5万円 (市)	
	5万円 (県)	5万円 (県)	
	4月	5月	

※4月、5月、6月のうち、要件を満たす月を選ぶ(最大2か月)



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
頁	款	項	目	番号		
12 と 13	7 商工費	1 商工費	4 観光費	1-1	事業持続化支援金 (端島航路事業者)	5,041 千円

## 1 概 要

新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大により、市有観光施設を休館する等、感染症拡大防止対策を講じた結果、観光関連事業者は深刻な打撃を受けている。

このような中、長崎の観光業にとって重要な役割を果たす端島上陸観光を行う事業者の経営を迅速に支援するため、同事業者に対し、支援金を交付するもの。

## 2 事業内容

### (1) 対象事業者

長崎市端島見学施設条例第5条に基づき係船の許可を受けている事業者（端島上陸観光を行う船会社5事業者）

### (2) 申請要件

(ア) 2021年4月から6月までの任意の1ヶ月の売上が、2019年同月に比して20%以上減少していること。

(イ) 法人及び事業を行っている個人にあっては、市税、事業税、消費税又は地方消費税を2018年度まで滞納していないこと。

(ウ) 補助事業者が次のいずれかに該当しないこと。

- ・長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
- ・長崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- ・長崎市暴力団排除条例第12条に規定する暴力団関係者

### (3) 支援金の主な活用例

- ・事業継続に必要な固定経費（光熱水費・人件費等）
- ・観光船内や関連施設における衛生管理対策費
- ・観光船のサービス向上（ハード・ソフト）に係る経費

(4) 支援金額等

●計算方式 保有最大船舶定員数×10,000円×2/3=支援金額(上限2,000,000円)

※定員は船員(安全誘導員含)を除く。

航路事業者名(定員数)	積算額	支援金額
A社(225人)	1,500,000円	1,500,000円
B社(192人)	1,280,000円	1,280,000円
C社(203人)	1,353,334円	1,353,334円
D社(116人)	773,334円	773,334円
E社(20人)	133,334円	133,334円
合計額	5,040,002円	5,040,002円

(5) 支払方法

対象者から申請書を受付け、内容を確認後、申請者の口座へ振り込む。

3 事業費

支援金: 5,041千円

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 5,041	千円 5,041	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(単独分)

5 事業実施の必要性とその効果

(1) 必要性

新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大により、市有観光施設を休館する等、感染症拡大防止対策を講じた結果、観光関連事業者は深刻な打撃を受けている。

観光業にとって、端島上陸観光事業者は非常に重要な役割を担うものであり、感染症収束後の観光需要の回復を見据え、長崎市の今後の観光振興のためにも、経営を維持することが必要である。

(2) 効果

支援金を交付することで、厳しい経営状況にある端島上陸観光事業者の経営を支援し、ポストコロナに向けた観光受入体制を維持することができる。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
頁	款	項	目	番号		
12 ? 13	7 商工費	1 商工費	4 観光費	1-1	事業持続化支援金 (観光バス事業者)	5,930 千円

## 1 概 要

新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大により、市有観光施設を休館する等、感染症拡大防止対策を講じた結果、観光関連事業者は深刻な打撃を受けている。

このような中、長崎の観光業にとって重要な役割を果たす観光バス事業者の経営を迅速に支援するため、長崎市内に本社を置く観光バス事業者に対し、支援金を交付するもの。

## 2 事業内容

### (1) 対象事業者

道路運送法第4条に基づく許可を受けており、長崎市内に本社を置く観光バス事業者（4事業者）。

### (2) 申請要件

(ア) 2021年4月から6月までの任意の1ヶ月の売上が、2019年同月に比して20%以上減少していること。

(イ) 法人及び事業を行っている個人にあつては、市税、事業税、消費税又は地方消費税を2018年度まで滞納していないこと。

(ウ) 補助事業者が次のいずれかに該当しないこと。

- ・長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
- ・長崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- ・長崎市暴力団排除条例第12条に規定する暴力団関係者

### (3) 支援金の主な活用例

- ・事業継続に必要な固定経費（光熱水費・人件費等）
- ・観光バス内における衛生管理対策費
- ・観光バスのサービス向上（ハード・ソフト）に係る経費



(4) 支援金額等

●計算方式 保有観光バス総定員数×2,000円×2/3＝支援金額（上限2,000,000円）

※定員は、運転手・添乗員及び補助席を除く。

観光バス事業者名（定員数）	積算額	支援金額
A社（1,665人）	2,220,000円	2,000,000円
B社（723人）	964,000円	964,000円
C社（842人）	1,122,667円	1,122,667円
D社（1,382人）	1,842,667円	1,842,667円
合計額	6,149,334円	5,929,334円

(5) 支払方法

対象者から申請を受付け、内容を確認後、申請者の口座へ振り込む。

3 事業費

支援金：5,930千円

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 5,930	千円 5,930	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

※新型コロナウイルス感染症感染症対応地方創生臨時交付金（単独分）

5 事業実施の必要性とその効果

(1) 必要性

新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大により、市有観光施設を休館する等、感染症拡大防止対策を講じた結果、観光関連事業者は深刻な打撃を受けている。

観光業にとって、観光バス事業者は非常に重要な役割を担うものであり、感染症収束後の観光需要の回復を見据え、長崎市の今後の観光振興のためにも、経営を維持することが必要である。

(2) 効果

支援金を交付することで、厳しい経営状況にある観光バス事業者の経営を支援し、ポストコロナに向けた観光受入体制を維持することができる。